

豊川市立音羽中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、教職員が一致団結し、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。

いじめを出さない「兆しの早期チェック」と「適切な対応」

日記や生活アンケートや生徒の話などから、アンテナ高く生徒の様子をキャッチし、定期的・組織的に対処する。
＜担任・部活顧問→主任・学年生徒指導→生徒指導主事・教頭・校長＞

2 具体的な方策

(1) 全職員の連携と生徒が安心できる学校生活の基盤づくりで「未然防止」

- ・ 共感的な人間関係のうねに立った生徒理解に努め、自己肯定感を育む教育活動を行う。
- ・ 道徳、人権教育の充実、体験活動の推進に努め、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・ スクールカウンセラーとも連携し、アサーショントレーニング等の予防的な活動を企画、実施し、未然防止に努める。
- ・ 家庭との連携を、適切なタイミングで行う。
- ・ いじめ防止対策委員会を通して全職員の共通理解を図り、連携して指導にあたる。また、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ・ 日頃の授業が生徒指導、教育相談の基礎であるという意識を全職員がもち、楽しく、関わり合いのある教科経営、学級経営に努める。

(2) いじめについて…早期発見、早期解決

- ・ いじめにつながるような生徒の動きを日記や観察から見逃さず、早期発見に心がける。
- ・ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。もしネット上のいじめが起こった時には、必要に応じて、警察署や法務局等の関係機関とも連携して対応する。
- ・ 気になる行動を見かけた場合は、学年、担任、教科担任、部活顧問などとの連絡を密にする。
- ・ 相談しやすい環境を作るとともに、年5回定期的に生活アンケートを実施し、生徒の現状を把握する。
- ・ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・ いじめの発見・通報を受けたら早急に「いじめ防止対策委員会」を開いて対応し、被害生徒を守り抜くという姿勢で事件解決にあたる。
- ・ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・ いじめの解決にあたって、周りの生徒への指導を大切にす。いじめをなくすために生徒自身が真剣に考えられるような集団へと育てる。

3 いじめ防止対策委員会の設置

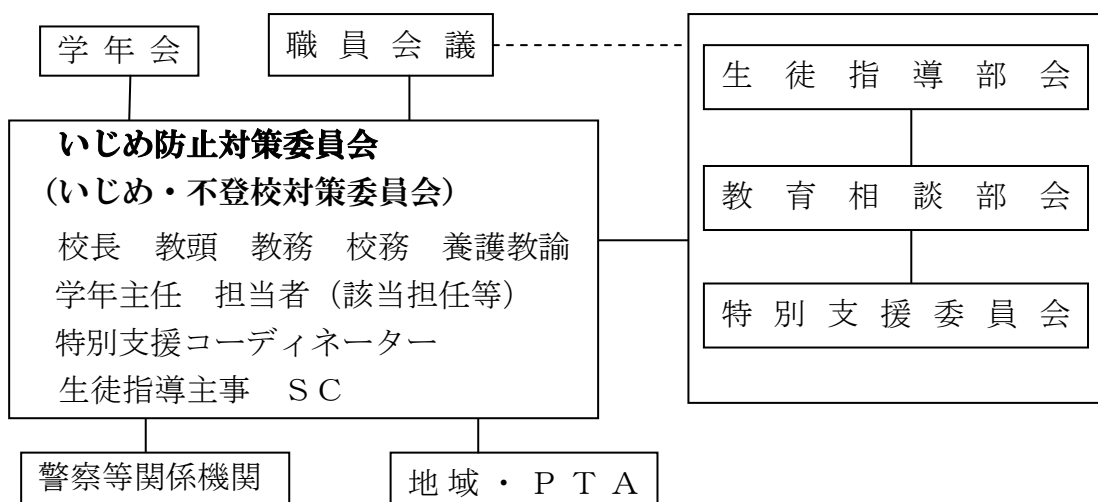
(1) 基本方針…教師の連携強化と緊急支援

- ・ 生徒の気になる動きをいち早く発見し、詳しい情報の交換をするとともに、対応や今後の方針について確認する。

(2) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
 - ・ いじめアンケートや教育相談の結果を集約、分析し、対策の検討を行う。
- ③ 生徒や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取。
 - ・ 学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

- ④ いじめへの対処
- ・ いじめがあった場合や、その疑いがあるという情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応は、メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
 - ・ 問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- (3) メンバーと組織
- 校長・教頭・教務主任・校務主任・養護教諭（いじめ不登校担当教諭）・特別支援コーディネーター・学年主任・生徒指導主事・担当者（該当担任等）・必要に応じてスクールカウンセラー



(4) 委員会のもち方

- ・ 相談週間前に生活アンケート（1、2学期は2回、3学期は1回）を行い、その結果をもとに相談を行う。なるべく早い時期に学級内の全生徒1回は最低5分程度の相談を行うようにする。
- ・ アンケートは学年ごとに同じ時間にそろえて実施する。
- ・ 担任はアンケートの結果を集計表に記入して係まで提出。集計表には「学校が楽しくない生徒」「学校へ行きたくないと思ったことがある生徒」の名前を記入する。いじめに関して気になる記述のあった生徒については、面接を行い一定の解決を図った後、その内容について係に報告する。「楽しくない・休みたいと思った生徒」についてその理由も聞き取りをする。
- ・ 係はそれをもとに要項を作成し、委員会の資料とする。
- ・ 委員会は、毎週行われる「生徒指導部会」及び、毎月行われる「職員会議」における情報交換会で審議を行う。緊急を要する場合には必要に応じて、関係者を集め縮小委員会を速やかに開催する。

4 重大事態への対処

いじめによる重大事態（「いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」）の対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査の主体となった場合、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査の実施
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

附記：平成26年4月策定
平成30年4月改定